

公立病院経営強化プランの策定について

※ 朱書き箇所は、第1回栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会資料（R5. 8. 4開催）からの変更点です。

令和5（2023）年12月25日

保健福祉課

公立病院経営強化ガイドラインの概要

令和4年3月29日
総務省自治財政局長
通知資料より抜粋

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多い**のが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性**が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用する**という視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。
特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。

本県における公立病院経営強化プランの策定方法①

1 策定方法・策定主体

公立病院経営強化プランの策定主体は、病院事業を実施する地方公共団体とされているが、**地方独立行政法人の場合**には、設立団体が定めた中期目標に基づき中期計画を作成し、設立団体の認可を受けていることから、**中期計画を公立病院経営強化プランとして位置付ける**ことを可能としている。

地方独立行政法人の中期計画において、経営強化ガイドラインで記載を要請している事項のうち不足している部分がある場合には、**①不足部分を中期計画に追加し、設立団体から認可を受けるか、あるいは、②中期計画を補足するプランを別途策定する**必要がある。

本県の対応（上記②による）

- 策定方法：**中期計画では記載が不足する事項について、中期計画とは別に策定する。**
- 策定主体：**各法人**

2 名称・位置付け・対象期間

- 名称：**「地方独立行政法人栃木県立〇〇〇経営強化プラン補足版」とする。**
- 位置付け：**中期計画及び経営強化プラン補足版を合わせ、ガイドラインを踏まえた「公立病院経営強化プラン」として位置付ける。**
- 対象期間：各法人における**中期計画期間の最終年度を経営強化プラン補足版の終期**とし、以下のとおり設定する。

・がんセンター	R6(2024)～R7(2025)	2年間
・岡本台病院	R6(2024)～R8(2026)	3年間
・リハビリテーションセンター	R6(2024)～R9(2027)	4年間
- ※ **リハビリテーションセンターについては、ガイドラインで記載を要請している事項を具備した中期計画を策定済みであるが、記載事項のうち、「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」の部分については、がんセンター及び岡本台病院と合わせて経営強化プラン補足版を策定する。**

本県における公立病院経営強化プランの策定方法②

3 記載事項

がんセンター及び岡本台病院の中期計画では、以下の項目が不足しているため、各法人の実情に合わせ記載する。

※ リハビリテーションセンターについては、②のみ記載する。

- ① 地域医療構想における推計年であるR7(2025)年及び中期計画期間最終年度における機能ごとの病床数
- ② **新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組**
- ③ デジタル化への対応（マイナンバーカードの健康保険証利用）
- ④ 修正医業収支比率

4 評価方法

地方独立行政法人法に基づく知事による**業務実績の評価**（今回の評価委員会でお示ししている「業務実績報告書兼中項目別評価書」）と**一体的に実施**する。

策定スケジュール

令和5年8月4日： 令和5年度第1回栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会
(策定方法の報告)

令和5年12月25日： 令和5年度第2回栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会
(経営強化プラン補足版(案)に対する意見聴取)

令和6年3月： 公立病院経営強化プラン 完成

地方独立行政法人栃木県立がんセンター
経営強化プラン補足版（案）
（令和6（2024）年度～令和7（2025）年度）

令和6（2024）年3月

地方独立行政法人栃木県立がんセンター

目 次

1	策定の趣旨	1
2	位置付け	1
3	対象期間	2
4	策定事項	2
	(1) 機能ごとの病床数	2
	(2) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	2
	(3) デジタル化への対応	2
	(4) 修正医業収支比率	2
5	点検・評価・公表	3

1 策定の趣旨

地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）は、平成28（2016）年4月1日に地方独立行政法人に移行後、地方独立行政法人法の規定に基づき、業務運営に関する目標として県から示された中期目標を達成するため、中期計画を策定し、当該中期計画に基づき業務運営を行っている。

がんセンターでは、第1期中期計画（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）を総務省が平成26（2014）年度に策定した「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえた「新公立病院改革プラン」として位置付け、病院経営の改革に総合的に取り組むとともに、令和3（2021）年度以降は、第2期中期計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）を基に、一層の経営健全化に取り組んでいる。

今般、総務省から、令和3（2021）年度末に新たに「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下「経営強化ガイドライン」という。）が示され、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続く中、持続可能な医療提供体制を確保していくため、公立病院の経営強化について要請があったところである。

がんセンターは、こうした医療環境の変化等に迅速に対応し、病院運営全般にわたる経営強化の更なる推進を図るとともに、今後とも県民が求める高度で専門的な医療を担う県立病院としての使命を果たしていくため、経営強化ガイドラインの要請に基づき、第2期中期計画を補足する「地方独立行政法人栃木県立がんセンター経営強化プラン補足版」（以下「経営強化プラン補足版」という。）を策定する。

2 位置付け

第2期中期計画及び経営強化プラン補足版を合わせ、経営強化ガイドラインを踏まえた「公立病院経営強化プラン」（以下「経営強化プラン」という。）

として位置付ける。

3 対象期間

経営強化プラン補足版の対象期間は、第2期中期計画期間の最終年度に合わせ、令和6（2024）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの2年間とする。

4 策定事項

(1) 機能ごとの病床数

地域医療構想における推計年及び経営強化プランの対象期間の最終年度である令和7（2025）年度における機能ごとの病床数は、急性期病床291床とし、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、高度で専門的な医療を提供する。

(2) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

ア 新興感染症の感染拡大時などに備え、感染防護具の備蓄やクラスター発生時を含めた対応方針等の共有を徹底する。

イ 新興感染症の感染拡大時など公衆衛生上重大な危機が生じた場合には、感染症法に基づく医療措置協定の内容を踏まえ、必要な対応を積極的に行う。

(3) デジタル化への対応

マイナンバーカードの健康保険証利用を促進するとともに、新たなデジタル技術の積極的な活用により、医療の質の向上や医療事務の効率化、患者の利便性向上を図る。

(4) 修正医業収支比率

第2期中期計画では、県民が求める高度で専門的ながん医療を安定的に

提供していくため、中期目標期間中の各年度において経常収支の黒字化を目指し、経常収支比率及び医業収支比率を目標とする指標として示しているが、修正医業収支比率についても医業収支比率と同様に、以下のとおり示す。

【目標とする指標】

指標名	R 4 (2022) 年度 実績値	R 5 (2023) 年度 見込み値	R 6 (2024) 年度 目標値	R 7 (2025) 年度 目標値
修正医業収支比率 (%) ※	79.4	74.8	85以上	85以上

※ 医業収益から運営費負担金等を除いたもの（修正医業収益）を医業費用で除した率。

5 点検・評価・公表

がんセンターの業務実績の評価は、地方独立行政法人法の規定に基づき、自己評価を実施した後に知事の評価を受け、公表していることから、経営強化プラン補足版の点検・評価・公表についても、業務実績の評価等と一体的に実施する。

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院
経営強化プラン補足版（案）
（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

令和6（2024）年3月

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院

目 次

1	策定の趣旨	1
2	位置付け	1
3	対象期間	1
4	策定事項	2
	(1) 機能ごとの病床数	2
	(2) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	2
	(3) デジタル化への対応	2
	(4) 修正医業収支比率	2
5	点検・評価・公表	3

1 策定の趣旨

栃木県立岡本台病院は、総務省が平成26(2014)年度に策定した「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえた「栃木県立岡本台病院経営改革プラン〔第3次〕」を策定し、病院改革に取り組んできた。

令和4(2022)年4月1日に経営形態を地方独立行政法人に移行した後は、地方独立行政法人法の規定に基づき、業務運営に関する目標として県から示された中期目標を達成するため、第1期中期計画(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)を策定し、当該中期計画に基づき業務運営を行っている。

今般、総務省から、令和3(2021)年度末に新たに「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(以下「経営強化ガイドライン」という。)が示され、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続く中、持続可能な医療提供体制を確保していくため、公立病院の経営強化について要請があったところである。

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院(以下「岡本台病院」という。)は、こうした医療環境の変化等に迅速に対応し、病院運営全般にわたる経営強化の更なる推進を図るとともに、今後とも県民が求める高度で専門的な医療を担う県立病院としての使命を果たしていくため、経営強化ガイドラインの要請に基づき、第1期中期計画を補足する「地方独立行政法人栃木県立岡本台病院経営強化プラン補足版」(以下「経営強化プラン補足版」という。)を策定する。

2 位置付け

第1期中期計画及び経営強化プラン補足版を合わせ、経営強化ガイドラインを踏まえた「公立病院経営強化プラン」(以下「経営強化プラン」という。)として位置付ける。

3 対象期間

経営強化プラン補足版の対象期間は、第1期中期計画期間の最終年度に合わせ、令和6(2024)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの3年間とする。

4 策定事項

(1) 機能ごとの病床数

経営強化プランの対象期間の最終年度である令和8(2026)年度における機能ごとの病床数は、精神病床221床とし、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、地域精神医療の基幹病院として、高度で専門的な医療を提供する。

(2) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

ア 新興感染症の感染拡大時などに備え、感染防護具の備蓄やクラスター発生時を含めた対応方針等の共有を徹底する。

イ 新興感染症の感染拡大時など公衆衛生上重大な危機が生じた場合には、感染症法に基づく医療措置協定の内容を踏まえ、必要な対応を積極的に行う。

(3) デジタル化への対応

マイナンバーカードの健康保険証利用を促進するとともに、新たなデジタル技術の積極的な活用により、医療の質の向上や医療事務の効率化、患者の利便性向上を図る。

(4) 修正医業収支比率

第1期中期計画では、県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくため、中期目標期間中に経常収支の黒字化を目指し、経常収支比率及び医業収支比率を目標とする指標として示しているが、修正医業収支比率についても医業収支比率と同様に、以下のとおり示す。

【目標とする指標】

指標名	R 4 (2022) 年度 実績値	R 5 (2023) 年度 見込み値	R 6 (2024) 年度 目標値	R 8 (2026) 年度 目標値
修正医業収支 比率 (%) ※	68.2	70.0	67.9	68.0

※ 医業収益から運営費負担金等を除いたもの（修正医業収益）を医業費用で除した率。

※ 令和 7 (2025) 年度における目標値は、令和 7 (2025) 年度計画における医業収支比率の値とする。

5 点検・評価・公表

岡本台病院の業務実績の評価は、地方独立行政法人法の規定に基づき、自己評価を実施した後に知事の評価を受け、公表していることから、経営強化プラン補足版の点検・評価・公表についても、業務実績の評価等と一体的に実施する。

地方独立行政法人
栃木県立リハビリテーションセンター
経営強化プラン補足版（案）
（令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）

令和6（2024）年3月

地方独立行政法人

栃木県立リハビリテーションセンター

目 次

1	策定の趣旨	1
2	位置付け	1
3	対象期間	2
4	策定事項	2
	・新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	2
5	点検・評価・公表	2

1 策定の趣旨

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）は、平成30（2018）年4月1日に地方独立行政法人に移行後、地方独立行政法人法の規定に基づき、業務運営に関する目標として県から示された中期目標を達成するため、中期計画を策定し、当該中期計画に基づき業務運営を行っている。

リハセンターでは、第1期中期計画（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）を総務省が平成26（2014）年度に策定した「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえた「新公立病院改革プラン」として位置付け、病院経営の改革に総合的に取り組むとともに、令和5（2023）年度以降は、第2期中期計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）を基に、一層の経営健全化に取り組んでいる。

今般、総務省から、令和3（2021）年度末に新たに「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下「経営強化ガイドライン」という。）が示され、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続く中、持続可能な医療提供体制を確保していくため、公立病院の経営強化について要請があったところである。

リハセンターは、こうした医療環境の変化等に迅速に対応し、病院運営全般にわたる経営強化の更なる推進を図るとともに、今後とも県民が求める高度で専門的な医療を担う県立病院としての使命を果たしていくため、経営強化ガイドラインの要請に基づき、第2期中期計画を補足する「地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター経営強化プラン補足版」（以下「経営強化プラン補足版」という。）を策定する。

2 位置付け

第2期中期計画及び経営強化プラン補足版を合わせ、経営強化ガイドラインを踏まえた「公立病院経営強化プラン」として位置付ける。

3 対象期間

経営強化プラン補足版の対象期間は、第2期中期計画期間の最終年度に合わせ、令和6（2024）年4月1日から令和10（2028）年3月31日までの4年間とする。

4 策定事項

・新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

新興感染症の感染拡大時など公衆衛生上重大な危機が生じた場合には、感染症法に基づく医療措置協定の内容を踏まえ、必要な対応を積極的に行う。

5 点検・評価・公表

リハセンターの業務実績の評価は、地方独立行政法人法の規定に基づき、自己評価を実施した後に知事の評価を受け、公表していることから、経営強化プラン補足版の点検・評価・公表についても、業務実績の評価等と一体的に実施する。